

徳島県選挙管理委員会告示第四十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和元年九月十三日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

選挙区名	数
徳島	七一、八六九人
鳴門	一六、四八一人
小松島・勝浦	一一、八七六人
阿南	二〇、五八一人
吉野川	一一、七七五人
阿波	一〇、六九七人
美馬	一一、〇一四人
三好第一	七、六三九人
名西	八、八六一人
那賀	二、五〇〇人
海部	五、九六三人
板野	二七、二五〇人
三好第二	四、〇八三人